

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第7号

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(授業料等の減免)</p> <p>第2条 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県立高等学校の生徒（<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の規定による就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができない者に限る。</u>）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料等を減免することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>教育長は、県立高等学校の生徒（法第5条第1項に規定する受給権者（法第9条の規定により就学支援金の支払が一時差し止められている者を除く。以下「受給権者」という。）に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の当該各号に定める期間又は額の授業料等を免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>月の初日以外の日に県立高等学校以外の高等学校から転入学をするとき。当該月の授業料</u></p> <p>(2) <u>休学（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって休学することとなる月（以下「全休学月」という。）が3月以上継続するものに限る。以下同じ。）を許可された生徒であって、法第8条第1項の規定により就学支援金の支給が停止されたものが、月の初日以外の日に復学するとき。当該月の授業料</u></p> <p>(3) <u>県立高等学校の通信制の課程に在籍する生徒の当該年度の受講料（当該県立高等学校の定時制の課程において一部の科目を併修する場合にあっては、当該併修する科目の受講料を含む。）の額が、通信制の課程に係る法第5条第1項に規定する就学支援金の支給限度額（以下「支給限度額」という。）の年額を超えるとき。その超える額の受講料</u></p> <p>(4) <u>県立高等学校の定時制の課程に在籍する生徒で当該県立高等学校の通信制の課程において一部の科目を併修するものの当該年度の授業料の額及び当該併修する科目の受講料の額の合計額が、定時制の課程に係る</u></p>	<p>(授業料等の減免)</p> <p>第2条 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県立高等学校の生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料等を減免することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

支給限度額の年額を超えるとき。その超える額の受講料

(5) その他教育長が必要と認めるとき。教育長が必要と認める期間に係る授業料等の全部又は一部の額

3 教育長は、県立高等学校に入学を志望する者が第1項第6号に該当するときは、当該入学の出願前に、その者の入学した場合における授業料等の免除を決定することができる。

4 第1項又は前項の規定による授業料等の減免を行う期間は、授業料等の減免を受ける者が在学し、又は入学を志望している県立高等学校の修業年限の範囲内において、授業料にあっては月を単位とし、受講料にあっては年を単位として教育長が適当と認める期間とする。

5 略

6 第1項、第2項第1号若しくは第2号又は第3項の規定による授業料等の減免の額は、授業料にあってはその年額の12分の1に相当する額（以下「月割額」という。）に減免を行う期間の月数を乗じて得た額とし、受講料にあってはその1科目当たりの額に減免を行う期間に履修する科目数を乗じて得た額とする。

第3条 略

(1)・(2) 略

(3) 休学を許可された者 全休学月の月数

(4) 略

(授業料等の減免の申請)

第4条 第2条第1項から第3項までの規定による授業料等の減免を受けようとする者は、授業料（受講料）減免申請書（別記様式）に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長（同項の規定による授業料等の免除の場合にあっては、在学中の中学校長を経由して、教育長）に提出しなければならない。

(授業料等の減免の取消し)

第6条 前条の規定による授業料等の減免（第2条第2項の規定によるものを除く。次項において同じ。）の決定を受けた者は、同条第1項各号のい

2 教育長は、県立高等学校に入学を志望する者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該入学の出願前に、その者の入学した場合における授業料等の免除を決定することができる。

3 前2項の規定による授業料等の減免を行う期間は、授業料等の減免を受ける者が在学し、又は入学を志望している県立高等学校の修業年限の範囲内において、授業料にあっては月を単位とし、受講料にあっては年を単位として教育長が適当と認める期間とする。

4 略

5 第1項又は第2項の規定による授業料等の減免の額は、授業料にあってはその年額の12分の1に相当する額（以下「月割額」という。）に減免を行う期間の月数を乗じて得た額とし、受講料にあってはその1科目当たりの額に減免を行う期間に履修する科目数を乗じて得た額とする。

第3条 教育長は、県立高等学校の生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料について、月割額に当該各号に掲げる月数を乗じて得た額を免除する。

(1)・(2) 略

(3) 休学（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって休学することとなる月（以下「全休学月」という。）が3月以上継続するものに限る。）を許可された者 全休学月数

(4) 略

(授業料等の減免の申請)

第4条 第2条第1項又は第2項の規定による授業料等の減免を受けようとする者は、授業料（受講料）減免申請書（別記様式）に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長（同項の規定による授業料等の免除の場合にあっては、在学中の中学校長を経由して、教育長）に提出しなければならない。

(授業料等の減免の取消し)

第6条 前条の規定による授業料等の減免の決定を受けた者は、第2条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を教育長

ずれにも該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を教育長に届け出なければならない。

2 略

3 教育長は、第2条第2項第3号又は第4号の規定による受講料の免除に係る前条の規定による決定を受けた者が受給権者でなくなったときは、受給権者でなくなった日の属する年度に係る当該受講料の免除を取り消すものとする。

4 第2条第2項第5号の規定による授業料等の免除に係る前条の規定による決定を受けた者が受給権者でなくなったときにおける当該授業料等の免除の取消しについては、教育長が別に定める。

第7条 教育長は、第3条第3号に該当して授業料の減免を受けた者が休学をしないで復学したときは、当該授業料の減免を取り消すものとする。

に届け出なければならない。

2 略

第7条 教育長は、第3条第3号に該当して授業料の減免を受けた者が同号に規定する休学をしないで復学したときは、当該授業料の減免を取り消すものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。